

## 大規模災害発生時における緊急医療支援活動実施に関する連携協定書

一般社団法人岡山経済同友会(以下、甲という)と、認定特定非営利活動法人アムダ(以下、乙という)は、南海トラフ地震等大規模災害が発生した際に、乙が実施する緊急医療活動に対して甲が後方支援を行うにあたり、以下の協定を結ぶものである。

### (目的)

#### 第1条

南海トラフ地震等大規模災害発生の際に、乙の緊急医療活動に対して甲が連携して後方支援をすることによって、迅速で有効な緊急医療支援活動を実施することを目的とする。

### (協力の内容)

#### 第2条

- (1) 乙の緊急医療活動の実施に関連する事柄において、甲が出来る後方支援活動を行う。
- (2) 乙がFAXとメールで配信する緊急医療支援活動速報を、甲はその会員に配信する。
- (3) その他、第1条の目的に合致する事項。

### (協力の申し出)

#### 第3条

甲の会員等の中から、乙への資金的、物的協力の申し出がある場合は、原則として甲の事務局を経由して、その旨が乙に伝えられるものとする。

### (寄付控除対象となる領収書の発行)

#### 第4条

甲の会員からの乙の活動への寄贈物品に対して、乙からその相当額の領収書を発行する。認定NPO法人である乙が発行する領収書は寄付控除の対象となるものである。

### (協定の期間)

#### 第5条

本協定の有効期間は、締結日から1年間とし、以後自動更新とする。但し、本協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれかから更新しない旨の書面による通知があった場合は、その限りではない。

### (その他)

#### 第6条

本協定に関して協議が必要となる事項が発生した場合には、甲、乙は誠実に協議を行う。

平成 28 年 3 月 24 日

甲

岡山県岡山市北区厚生町3丁目1-15  
岡山商工会議所ビル5階  
一般社団法人岡山経済同友会

乙

岡山県岡山市北区伊福町3丁目31-1  
認定特定非営利活動法人アムダ(AMDA)  
AMDAグループ

代表幹事

萩原印章

代表

代表幹事

松田久

AMDA  
理事長